

# 平成27年9月関東・東北豪雨災害における環境省の取組と 今後の災害廃棄物対策の方向性

平成28年1月19日  
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ(第3回)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長 和田 篤也

# 災害廃棄物対策の重要性

- ❑ 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、**一度に大量に**発生。
- ❑ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の確保のため**に非常に重要。
- ❑ 災害廃棄物の迅速な処理は、被災地域の**早期の復旧・復興**のために必要。



事例1  
公園に集積された  
災害廃棄物



事例2  
道路端に集積された  
災害廃棄物



事例3  
自治体管理の仮置場に混合状態で  
搬入された災害廃棄物

事前準備(災害廃棄物処理計画)に基づいた  
迅速かつ適切な初動対応が重要！



事例4: 自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物

## ○これまでの対応

- 関東及び東北地方環境事務所に**災害対策本部を設置**(9月10日及び11日)
- 災害廃棄物処理補助制度の円滑な活用について事務連絡を発出(9月10日)
- 政府調査団に担当官を派遣し、被害状況を調査(9月11日)
- 災害廃棄物の害虫・悪臭対策について事務連絡を発出(9月11日)
- 環境本省・地方環境事務所職員とともに、災害廃棄物処理支援ネットワーク(**D.Waste-Net**)の活用により**有識者、技術専門家等を派遣**。茨城県、栃木県及び宮城県の被災市町に対して、補助制度や分別方法、仮置場の悪臭・火災対策等に関する**説明会や現地調査を実施**(9月14日～18日、20日、22日、30日、10月9日、14日)。
- 常総市に設置された茨城県現地災害対策本部に関東地方環境事務所職員と技術専門家を**常駐者として派遣**(9月18日～11月17日)。環境省、茨城県、常総市による定例合同会議を開催。処理方法や補助制度、法制度(**改正廃棄物処理法**)に関する助言を行うとともに、常総市による**「災害廃棄物処理実行計画」の策定(11月16日)を支援**。

## ○今後の対応

- 地方環境事務所と県で連携し、被災市町村を引き続きバックアップ。
- 災害廃棄物の処理等について、災害等廃棄物処理事業費**補助金による被災市町村への財政支援措置を実施予定**。
- 引き続き、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理のため、**技術的・制度的な支援を実施**。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年8月6日施行)の概要

平成27年法律  
第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

### 平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

- 平時の備えを強化すべく、
- ▶ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
  - ▶ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
  - ▶ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

### 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- ▶ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
  - ▶ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後**でよいこととする。

## 災害対策基本法の一部改正

### 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての指針を定めることとする。

### 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

## 平成27年9月関東・東北豪雨災害への適用

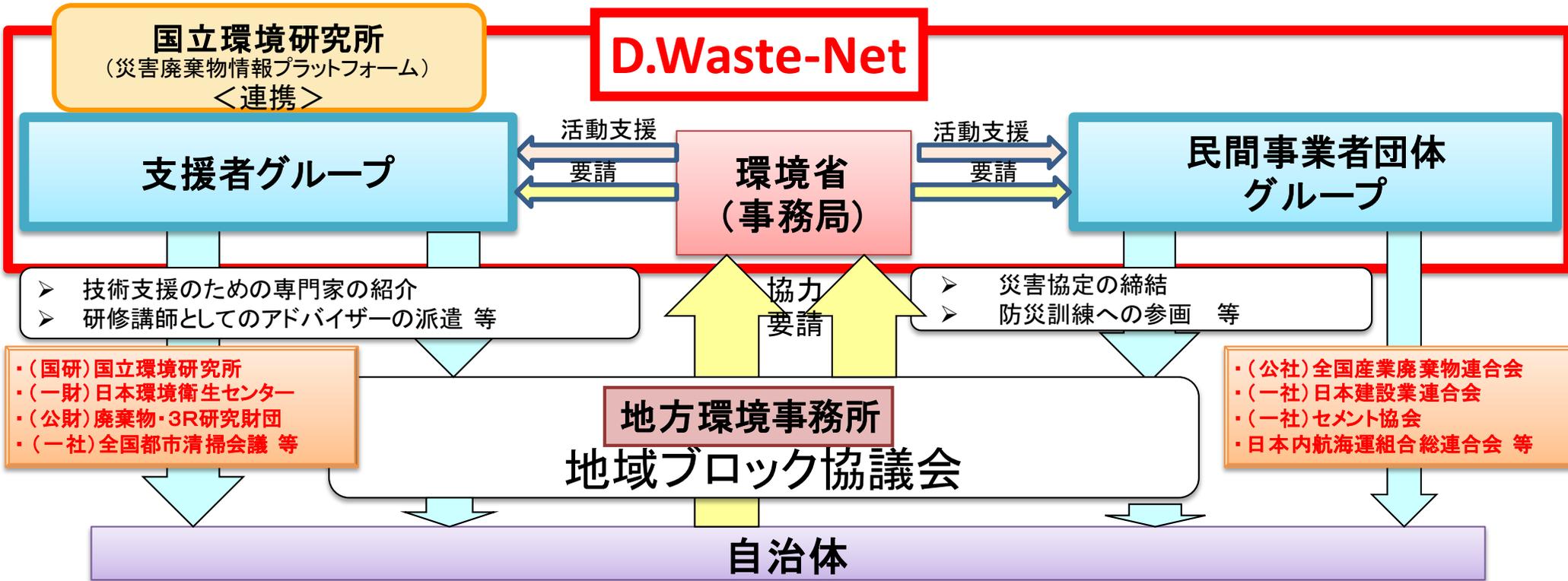
【茨城県常総市、栃木県小山市】

- 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用し、専門家を派遣(第4条の2)

【茨城県常総市】

- 産業廃棄物処理施設において事後届けで処理を開始(第15条の2の5の特例)

# 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)について (H27年9月16日発足)

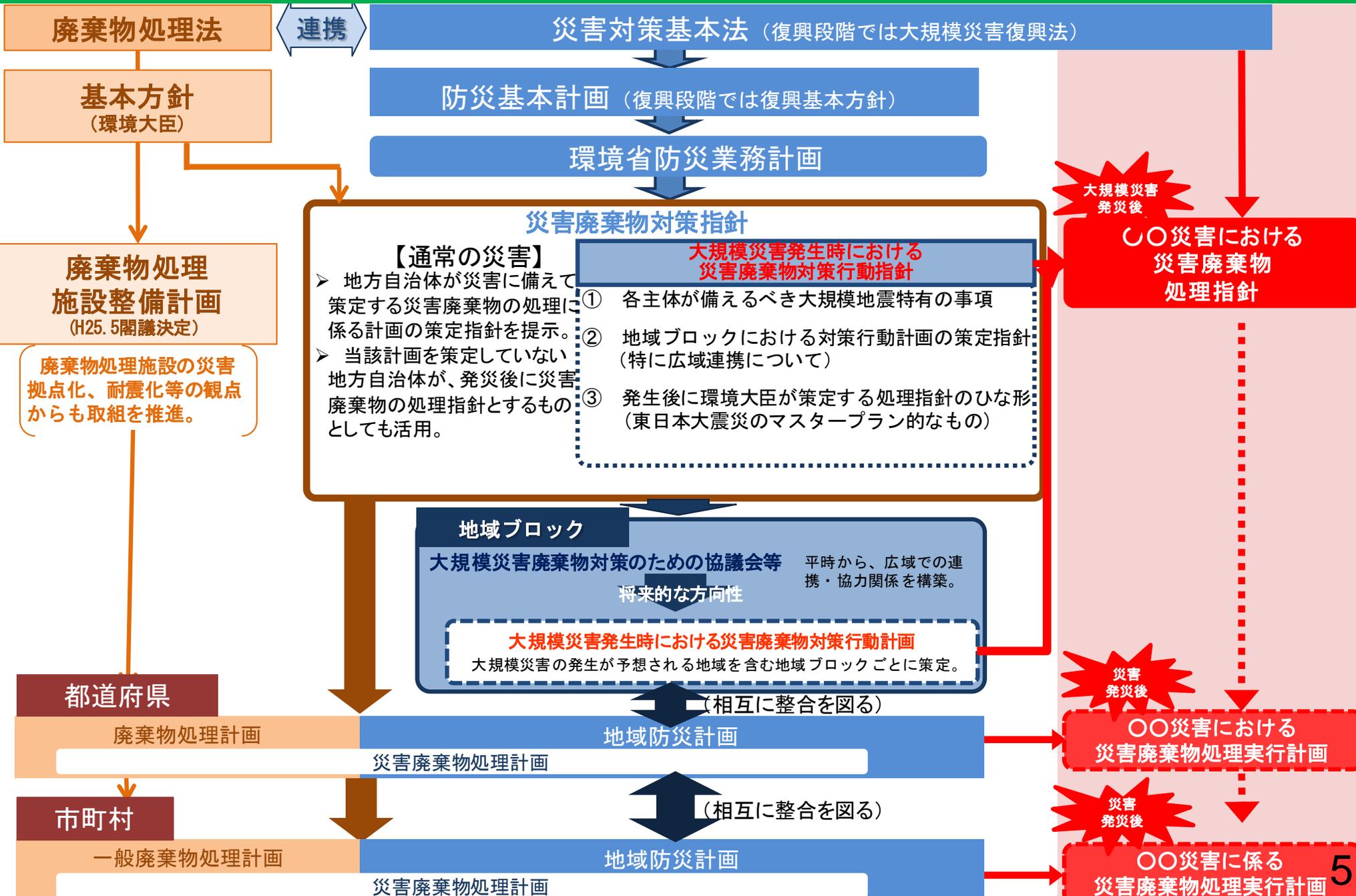


## 平成27年9月関東・東北豪雨災害への活用

- 9月14日の現地調査(国立環境研究所、日本環境衛生センター、廃棄物・3R研究財団が参加)以降、これまで計10回、茨城県常総市や栃木県小山市の**災害廃棄物の仮置場の調査や助言を実施**。  
9月22日に酒井委員長が茨城県常総市の被災状況等の現地調査。
- 9月18日から日本環境衛生センター、日本廃棄物コンサルタント協会が**常総市に常駐**(10月末までは茨城県現地災害対策本部に常駐)。常総市の災害廃棄物処理実行計画の策定や災害廃棄物発生量の推計、処理困難物の処理方法を支援。
- 9月28日から全国都市清掃会議の調整により、横浜市と名古屋市のチーム(計14台の車両と計69名の技術職員)が常総市の**災害廃棄物の収集・運搬を支援**(10月10日まで実施)。



# (参考) 災害廃棄物対策に係る計画・指針等の関係



廃棄物処理施設の災害拠点化、耐震化等の観点からも取組を推進。

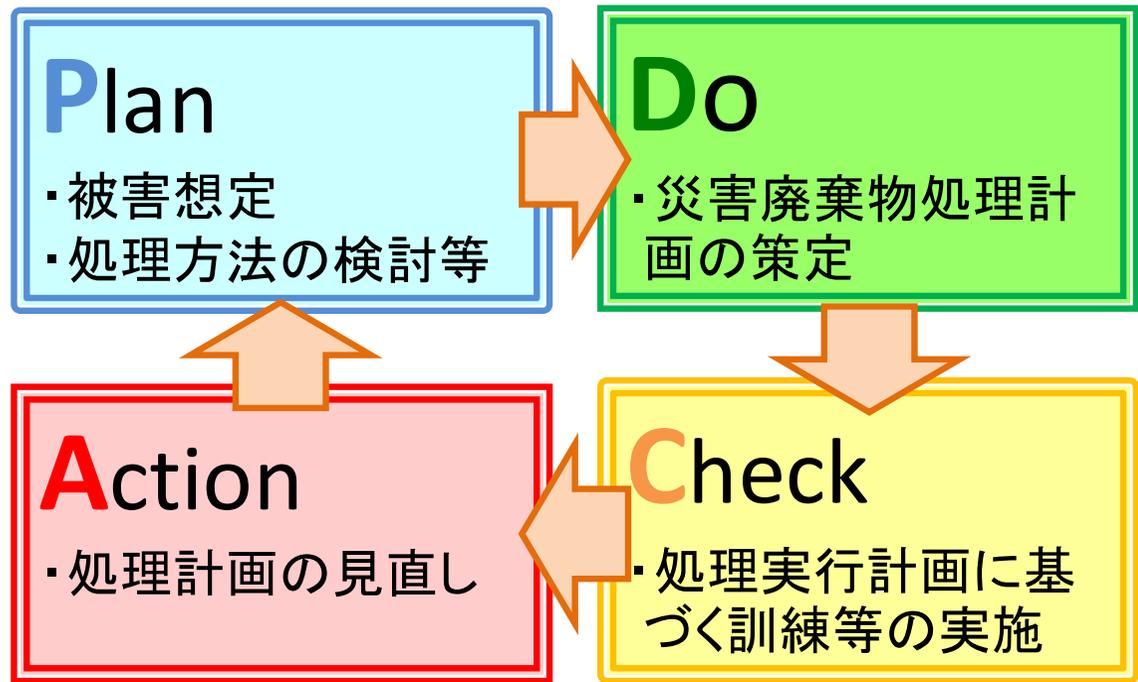
# 平時からの計画策定と継続的な取組の重要性

- 災害廃棄物処理に必要な全ての業務を災害「後」に実施しようとする、対応が後手に回り、適切な初動対応を実施することができない。
- **事前の計画作成・見直しや、協定に基づく訓練等を定期的に行う**ことで、組織や地域の災害対応力を高める取組が重要。

○ 災害時に少しでも円滑に処理を進められるよう、災害が起きる前から地域の実情に応じた**災害廃棄物処理計画**を作成し、災害に備えておくことが重要。

○ 計画が完成したら終わりではなく、**計画に基づいて訓練や研修を行いながら適宜見直し、実行性の高い計画に**しておく必要がある。

○ 地域の事業者や近隣自治体との協定についても、締結するだけでなく、**定期的**に内容の見直し・確認を行うことが重要。



危機に瀕すると…

- ✓ 普段やっていることしかできない。
- ✓ 普段やっていることも満足にできない。
- ✓ 普段やっていないことはできない。

# 人材育成の必要性

- ▶ 平時の**災害廃棄物対策の検討**や発災時の**災害廃棄物対応を実践できる人材**を継続的に育成する体制と、それを支える仕組みが必要。

## (1) 廃棄物・防災分野における人材育成の仕組みとの連携



## (2) 災害廃棄物分野における人材育成の構築・運用

### ① 研修を通じた人材育成の構築・運用

- ◆ 受講者のレベル・職位や災害の規模・種類に応じた研修カリキュラムの設計
- ◆ 廃棄物分野の既存研修との連携(平時の一般廃棄物処理業務に災害廃棄物対策の視点を導入等)
- ◆ 講座型・参加型研修の事例共有と普及
- ◆ 教材(テキスト、ウェブ教材等)の充実 等

### ② 現場教育(OJT)を通じた人材育成の充実

- ◆ 廃棄物分野における既存の研修会の活用
- ◆ 災害廃棄物処理計画の作成や見直しのプロセスを通じた人材育成
- ◆ 被災地支援を通じた知識・スキルの習得 等

## (3) 人材育成を支える仕組みの構築

- ✓ 国、都道府県、市区町村による階層的な研修の実施
- ✓ D.Waste-Netの活用
- ✓ 評価システム(研修効果の評価、人材の能力認定等)の確立